

## 第6回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成27年1月28日(水) 14:00～

場 所：ルビノ京都堀川「嵯峨」

### 会議次第

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要

(2) 京都府教育委員会の今後の取組について

・平成27年度予算の方向性

3 その他

4 閉会

## 説明 1

### 平成26年度第5回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時 平成26年12月10日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場所 ルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】7名(欠席なし)  
【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 ほか  
【傍聴者】なし

#### 4 概要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ問題対策連絡会議について
- (3) 重大事態に関する全国状況について
- (4) 京都府教育委員会の今後の取組について  
・各種啓発資料(案)について

#### <主な意見>

(○は委員、●は事務局)

#### 重大事態に関する全国状況について

- 地府県の事例でLINEでのやり取りを調査しようとしたようだが、そもそも、この第三者委員会の調査に係る法的根拠、あるいは権限の範囲が明らかでない。例えば司法機関からの情報をどういう形で入手できるのか等についてもグレーゾーンのままだ。
- 大人の場合でも、亡くなった方の遺族がメール等のやり取りを調べることは、亡くなった人のプライバシーをどう考えるのかという問題があり、法的にもかなり議論の残るところだ。
- 現状としては、こういう組織で、かなりプライバシーに関することを調査するのは難しいということになりそうだ。
- 今はメールやLINE等で情報を保全しやすくなっていると思うが、逆にある部分を強調しやすい分コントラストにおける危険性はある。片方に残っていた情報だけが強烈な証拠能力を持ってしまい、バランスを欠いてしまうケースも考えられる。
- 良かれと思って両方の間に学校が入り、しっかりとした調査を行わず丸く収めようとするだけで時間が経過し、情報がなくなってしまうケースもあることにも注意が必要だ。
- どこかで「解決した」と判断しても、実際の解決には至っていなかった事例もあるので、学校が気づいていたが結果的にうまくいかなかったケースについて、どのようにフォローするのか等についても考えていった方が良いと感じる。
- こうした第三者委員会での調査に当たって保護者や学校の関係者から聞き取りをする実際のスタッフには教育委員会の方が良いという話を伺った。

子どもや親に話を聞くことに慣れている教育委員会スタッフが、丁寧に保護者に対応し、信頼関係をしっかりと築くとともに、精神科医等の専門家が方針をしっかりと示し、助

言することが重要だと思う。

- 例えば保護者と会うに当たっては、医学的・法律的な視点が必要になるかも知れないので、その際には、委員の皆様の助言もいただきながら対応していきたい。

- 保護者等の話を伺うに当たって、弁護士面接と臨床心理士が行う面接ではかなりスタイルが違ってくる。

案件の内容に応じて、誰が、どういう形で行うか等を、ある程度最初の段階で想定しておく必要があると感じる。

実際に聞き取りを行う際に、紛争性のようなものが残っているのか、被害者側だけでなく加害者側へも支援の必要があるのか等を見て、様々な配慮をしながら働きかけていかなければいけない。

- 教育委員会のスタッフの選定も一つの大事な視点であるし、実際の調査を始める前にどういう聞き方をするのか等についても、先生方のアドバイスをいただいていたと思う。最初の入り方が非常に重要である。

- 基本的にはこの委員会に強制的な権限はないので、被害者側に寄り添うばかりでもいけないが、あまりネガティブな関係を強くしていくと行き詰まると思う。

- 調査については、予定調和というより、互いに相手側があるので、一方に寄り添うことは相手側から離反する構造になるというところを含めて考えないといけない。

- 調査委員会の立ち位置は、本当にニュートラルで良いのかという疑問はある。

被害者側に重きを置かないと話が進まないと思うが、その結果、加害者側が傷つき、自殺にまで追い込まれるようなことまで想定すると、どのあたりの位置に立っていればいいのかは本当に難しい。

今までの全国であった成功事例を知りたいと思う。

- 学校におけるいじめでも、ある一定の部分を取り除けば明らかに加害・被害の関係があるが、先生方が一定の長いスパンで見ると、どっちがどっちとはっきりしないケースもあり得る。

どちらの側に立つかというよりは、どの視点をどういう距離感や時間系列の中で見るかによって軸足がかなりずれることになる。

- 国研の研究では、5年、6年という長いスパンで見ると、その中で1回でも被害・加害の経験があったケースが8割くらいになっている。

いわゆるコミュニケーション系のいじめに関しては、被害も加害もという両方の経験が非常に増えてくる。

- LINE等によるいじめをはじめ、心理的打撃のみを与えるいじめで傷つく子どももいる中、どのスパンで取るのかによって、かなり違う絵が描けてしまうので非常に難しい。

- いじめ問題の経緯を見ていくと、どちらかと言えば被害を受けた側にシフトしてきている。

法律上も、被害者側に軸足を寄せた定義の中で、そもそも最初から被害者側に立った位置からスタートしていると思う。

最終的にどのあたりに軸足を置いて我々が調査するのは、事案によってそれぞれ違うだろう。

- 30日以上欠席があれば重大事態になるが、それに至るまでには、かなり加害・被害が入れ替わることも想定される。

法律には被害者側への絶大なる支援はあるが、加害者側への支援という発想はなく、あくまでも指導することとなっている。

- 学校現場では様々なことが起こり、そうしたことを先生たちはずっと見てきた中で、一つの事象を切り取って判断するという手法は、学校の日常的な教育とは咬み合わないかもしれないが、学校には治癒力があると感じており、学校の教育力に期待したい。
- この委員会では、恐らく単に事実関係を明らかにするだけではなく、ある種の心理的ケアや教育的な視点を持つことが重要になると思う。  
単に加害者を指導するだけではなく、支援も含めてやっていかなければいけない。
- 教育というものは、単に加害、加害と言うのではなく、その家庭環境も見た上で、子どもに寄り添って支援していくことが大切だと思っている。
- 家庭環境や特別な教育的支援に関することを含め、被害者側・加害者側の背景等は、個人のプライバシーになり、調査の報告書に記載することは難しいのではないか。
- 他府県やこれまでの実際の報告書等も見ながら、どこまで書き込んでいけるのか、あるいは加害者側の支援についてどのように書かれているのか等、実際に重大事態が起きる前に我々も情報を共有しておきたいと思う。
- プライバシーは外に出すものではないが、被害者側に加害者側の家庭環境等を含めて事情を説明することはできないのか。
- 最大のポイントは、いわゆる被害者側の意向を最大限尊重した対応だと思う。  
絶えず「この程度」と思うようなことでも、次に進めて良いかどうかを確認しながら対応する必要がある。  
実際に、報告書を作成した段階で、誰に、どの範囲まで開示するのか等については判断が難しい。
- 学校は再発防止の主体になるので、学校に対しては、できるだけ開示すべきだと思うが、プライベートな部分は微妙だと思う。  
加害者側・被害者側両方について記述があった場合、被害者側だけの同意を得ても、加害者側は同意できないというようなケースも考えられる。
- ケースバイケースだとは思いますが、前提として、誰が報告書を全部見る可能性があるのか、被害者側は希望すれば見られるのか、加害者側はどうなのか等、基本的な線を考えていく必要はあると感じる。  
我々も報告書を作る場合に、誰が読むのかということを考えなければいけない。
- この委員会での調査結果は府教委に報告されることになるが、その報告書をどのような形で被害者側・加害者側に伝えるのか、知事への報告やマスコミ対応を含め、他府県の事例を調べていきたい。
- そもそも委員の守秘義務のあり方については気になっている。
- 報道では見えてこないが、発達障害等、特別な教育的支援に関係するような事案がどのくらいあるのかは気になるところだ。  
個人情報に関わることなので表に出せない中、被害者側・加害者側両者に聞き取りや調査をし、判断するのは非常に難しい作業だと思う。
- 発達障害的な特性のある子どもたちが昔と比べて増えているような気がするが、そうしたことに関する子どもたちや保護者の理解がまだまだ不十分だと思う。  
子どもたち自身が、その子の特性等について、どういう風に学級の中で分かり合っていけるのかは難しい問題だと思う。
- 診断名は付かなくても、日常生活に困難を感じている子どもは実際いると思うので、しっかりアセスメントしてもらい必要があるし、いじめ問題についても、個別に課題のある場合は、特別支援教育の視点をしっかり持って対応することが、一番の予防になると思う。

**説明 2**

平成27年度予算の方向性（いじめ防止等関連）

<p>京都府いじめ防止基本方針 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策</p>	<p>平成27年度事業・施策</p>
<p>(1) いじめの防止</p> <p>○ 学校の教育活動全体通じた豊かな心の育成</p>	<p>●「京の子ども 明日へのとびら」作成配布 ●規律ある行いを実践する教育推進事業</p> <p>・実生活でのルールや決まりについて、自ら考え理解することで、規範意識を実際の行動に移せる能力を育成（各校（園）で活用できる体系化したカリキュラム作成）</p>
<p>○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携</p>	<p>●いじめ対応のための附属機関等の設置・運営 ●いじめ早期対応緊急指導教員配置</p> <p>・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る。 ※非常勤講師の配置</p> <p>●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣</p> <p>・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</p> <p>●いじめ危機管理チーム派遣</p> <p>・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</p>
<p>○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上</p>	<p>●生徒指導講座実施（総合教育センター講座） ●小中学校生徒指導主任会議開催</p>
<p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p>	<p>●いじめ対策等生徒指導推進事業</p>
<p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p>	<p>●いじめ・非行防止キャンペーン（PTAとの連携） ●各種啓発資料の作成・配付</p>

京都府いじめ防止基本方針		平成27年度事業・施策
(2) いじめの 早期発見	○ 教育相談体制の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールカウンセラー配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士によるカウンセリング</li> <li>・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助 (小：16校、中・高：全校に配置)</li> </ul> </li> <li>● 心の居場所サポーター配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置 (小：16校、中：22校に配置)</li> </ul> </li> <li>● まなび生活アドバイザー配置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の生活習慣等を指導</li> <li>・福祉等関係機関との連携促進</li> </ul> </li> <li>● トータルアドバイスセンター教育相談</li> <li>● 家庭教育相談</li> <li>● 24時間電話相談</li> <li>● スーパーバイザー相談事業 (教職員対象)</li> </ul>
	○ 定期的な実態把握	● 全公立学校(京都市立を除く)いじめ調査実施 (年2回)
	○ 地域や家庭との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● &lt;再掲&gt;いじめ・非行防止キャンペーン(PTAとの連携)</li> <li>● 府PTA指導者中央研修 (ブロック別研修会)</li> </ul>
(3) いじめへの 対処	○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;再掲&gt;</li> <li>● いじめ対応のための附属機関等の設置・運営</li> <li>● いじめ早期対応緊急指導教員配置</li> <li>● いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣</li> <li>● いじめ危機管理チーム派遣</li> <li>● スクールカウンセラー配置</li> <li>● スーパーバイザー相談事業 (教職員対象)</li> <li>● まなび生活アドバイザー配置</li> </ul>
	○ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校非公式サイトなどネット上の監視</li> </ul> </li> <li>● ネットいじめ通報サイト</li> </ul>
	○ 学校相互間の連携協力体制の整備	● 地域別生徒主任会議

## その他

### 重大事態に係る全国状況（26年12月以降の報道より）

#### 【青森県】

- 「いじめあった」と判断／青森県八戸北高生自殺で県教委対策審が報告書／直接的要因は否定／両親、県に再調査申請へ <平成26年12月24日 東奥日報>

八戸北高校の女子生徒が7月に八戸沖で遺体で見つかった問題で、県教委の第三者機関である県いじめ防止対策審議会（会長・内海隆青森公立大教授）は23日、中村充教育長に調査報告書を提出した。審議会は、無視や悪口など、女子生徒に対するいじめはあったと判断。ただ自殺はいじめが直接的な要因ではなく、摂食障害や友人関係、学業成績などの複合的な要因によるものとまとめた。一方、女子生徒の両親は同日夜に会見し、審議会の結論に「納得できない」と述べ、知事付属の調査部会での再調査を求める意向を明らかにした。

審議会は、女子生徒の死は自殺であるという前提で調査。報告書はA4判95ページで、報告内容に関わる部分は68ページ。アンケートや聞き取り調査などで判明したいじめの可能性のある出来事を21項目挙げ、そのうち一部の生徒が女子生徒を無視したこと、無料通信アプリLINE（ライン）上で悪口を言ったことなど7項目をいじめと判断した。4項目はいじめではなく、残りの10項目は事実確認できず判断できないとした。

一方、いじめと判断した7項目を審議会独自の観点である（1）加害の意図があったか（2）継続的、集中的、執拗（しつよう）な行為だったか（3）一方的な被害だったか—に照らした結果、顕著な悪質性はなく、人間関係上の衝突の範囲にある行為だとした。

女子生徒が死に至った要因については、摂食障害により不安定になっていた影響が大きく、7月4日に返却された試験結果が思わしくなく、自殺の衝動を高めたと考えられるとした。摂食障害についてはいじめが原因ではなく、中学時代から兆候があったとした。

再発防止策については（1）ラインなどの心理的影響などについて理解を深めた上で、自殺予防についての教育充実（2）第三者による学校支援組織の導入検討（3）学校、家庭、地域の連携推進—などを掲げた。

審議会は23日午前、報告書の提出に先立ち10回目の会議を開催。提出後に会見した内海会長は「自殺は防ぐことのできる死。何らかの形で（自殺願望を）察知できれば防げたのではないかと語った。中村教育長は同日午後の県教委臨時会で「報告書を重く受け止め、二度とこうした事態が起こらないよう取り組みを進める」と述べた。

県教委は近日中にも三村申吾知事に一連の経緯を報告。知事が必要と判断した場合、調査部会が再調査を行う。

● 八戸・高2死亡 両親反発「再調査を」 <平成26年12月24日 河北新報>

青森県いじめ防止対策審議会が最終報告をまとめたのを受け、亡くなった八戸北高の女子生徒の両親（同県おいらせ町）が23日、三沢市内で記者会見し「いじめと死亡の因果関係を結び付けていない。私たちが望んだ報告書ではなかった」と述べ、県に再調査を要請する考えを明らかにした。

父親（52）は、自殺を複合的要因としたことについて「加害者の意見を尊重し、娘の状況をくみ取っていない」と不信感を示し、母親（50）は「日常的に数多くの嫌がらせがあったのは事実。一部しか認められなかったのは残念」と話した。

審議会は、自殺に至った要因に摂食障害などを挙げた上で、約130時間の調査を踏まえ、報告書に「生徒はもっと多くの困難と必死に闘っていた」と記載した。

母親は「娘は毎日笑って食べていた。親として食事で手を抜いたこともない。いじめよりつらい困難はなかった。いじめがなければ娘は死んでいなかった」と反論した。

女子生徒は明るく思いやりのある子だったという。父親は一部の行為をいじめと認定したことに触れ「娘への謝罪の気持ちがあれば、関係生徒は線香の一つも上げに来てほしい」と語った。

八戸北高は23日夜、保護者への説明会後に記者会見した。福地進校長は「いじめが自殺の直接的原因でないというのが学校の立場。審議会の判断は妥当で、結果を真剣に受け止めて今後の対応を考えたい」と話した。

● <八戸・高2死亡>知事、再調査指示 <平成27年12月27日 河北新報>

八戸北高2年の女子生徒がいじめを受けて自殺した可能性がある問題で、中村充青森県教育長は26日、県教委のいじめ防止対策審議会による調査報告書を三村申吾知事に提出した。三村知事は「遺族の心情を第一に考えたい」として同日、再調査を指示した。

再調査はいじめ防止対策推進法に基づくもので、県青少年健全育成審議会いじめ調査部会が担当する。メンバーは育成審の委員の中から選任された大学教授や弁護士、医師ら7人で構成される。部会は28日に開催する。

女子生徒の母親（50）＝同県おいらせ町＝は「再調査してくれるかどうか不安だったので、ひとまずほっとした。報告書は説明が不十分。再調査で納得のいく根拠を示してほしい」と訴えた。

生徒は7月4日、登校後に行方不明になり、同8日に八戸沖で遺体で発見された。いじめ防止対策審議会（内海隆会長）は今月23日、自殺を引き起こしたのは複合的な要因で、いじめ行為は確認できたが悪質性はなく、直接的な原因ではないとする報告書をまとめた。

県立八戸北高2年の女子生徒（当時17）が今年7月に遺体で見つかり、両親がいじめによる自殺の可能性が高いと訴えていた問題で、知事付属の第三者機関「県青少年健全育成審議会いじめ調査部会」（部会長＝宮崎秀一・弘前大教授）の再調査が28日、始まった。知事部局が選んだ委員7人による会合が、青森市内で開かれた。

会合後の記者会見に出席した宮崎部会長によると、黙禱（もくとう）をした後、県教委の第三者機関が「いじめはあったが、自殺の直接的な原因ではない」とした報告書の内容が担当者から説明されたという。宮崎部会長は報告書について、「5カ月かけて、とても精力的にそれぞれの専門の立場から検討している」と話した。

宮崎部会長が報告書を受け取ったのは会合の前日で、その他の委員は会合当日だったという。宮崎部会長は「説明を受けたばかり。報道を通してしかほとんどの委員は把握していない状態だ」と述べた。「（同部会としての）検討はこれから。一次調査の結論について何が不足しているか、今後新たに審議が必要かは次回以降だが、疑問が残る所に焦点を当てて審議したい」と語った。

また、第三者機関の委員ではない三浦朋子・県青少年・男女共同参画課長が「事務局」として記者会見に同席。事実関係を一から調べるのか、一次調査をもとに進めていくのかという再調査の進め方については「調査結果をもとに調査をする」としたが、「（調査結果の）妥当性（を検討する）と一言で表せるものではなく、調査の結果について調査をするとしか申し上げられない」と話した。これに対し、宮崎部会長は「部会で必要と考える部分は新たに調査をしていくことはありうる」と補足した。

同部会としての結論を出す時期については、三浦課長は「今の段階で話すことはできない。なるべく早めに取り組みたい」と話すにとどめた。次回の会合は1月8日に行われる予定。

今年8月1日に設置された同部会は、9月22日の初会合で部会長の選出などを終えていたが、具体的な事案の審議は今回が事実上初めてとなる。委員は、宮崎会長ほか、八戸学院大学長補佐で同大ビジネス学部教授（子どもの権利論）の石橋修氏、青森大社会学部教授（精神保健）で精神保健福祉士の船木昭夫氏、弘前大子どものこころの発達研究センター特任准教授で精神科医の栗林理人氏、臨床心理士の高橋育子氏、弁護士の田村良氏、県PTA連合会理事の佐藤江里子氏の7人で、いずれも知事部局が選んだ。

この日、同部会の運営要領の「会長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しない」という条文により、約2時間半にわたって行われた審議は非公開となった。宮崎部会長は「1回目の審議会同様、審議は多くの個人情報が含まれるため」と理由を説明した。

今回の再調査は、県教委の第三者機関の報告書に対し、遺族が「いじめと自殺の因果関係が全くないと断定しており、疑問を感じる」などと意向を示したため、いじめ防止対策推進法に基づき、三村申吾知事が同部会に指示して行われることになった。

● 自殺といじめ、難航極めた審理 手探りの調査、真相どこまで／八戸北高生死亡  
〈平成27年1月4日 デーリー東北新聞社〉

青森県立八戸北高に通う2年の女子生徒＝当時（17）＝が死亡し、両親がいじめによる自殺の可能性があるとして学校に調査を求めている問題で、県いじめ防止対策審議会（会長・内海隆青森公立大教授）は昨年末、「いじめはあったが、自殺との直接的な因果関係はなく、原因は摂食障害など複合的」と結論付けた。尊い命を失った最悪の事態に関し、県内初の審議会はどこまで真相を究明できたのか。

□ “切り札” 得られず

「走りながらの審議だった」

先月23日、県教委で開かれた記者会見。内海会長は5カ月間にわたる会合を振り返った。全国でもほとんど例がない上、委員の分担や調査手法さえ決まっておらず、「手探り状態」（内海会長）だったためだ。

審理は難航を極めた。真相究明の“切り札”と期待された、女子生徒の携帯電話の通信履歴が入手できないなど、客観的事実が乏しかった。全校生徒へのアンケートや関係者への聞き取り、女子生徒が残したメモなどを基に議論を重ねた。

審議が難航した理由には女子生徒が抱えていた摂食障害もあった。途中から精神科医を臨時委員に加え、摂食障害の影響も検討。結果として「摂食障害はいじめで起きたものではない」と判断したが、いじめによる女子生徒への精神的影響については言及を避けた。

□ いじめの定義

いじめと自殺の因果関係を見極めるため、審議会は、(1) 加害側に心身の苦痛を与える意図があったか (2) 継続的、集中的、執拗な行為か (3) 一方的に被害を受けていたか—の三つの観点を独自に設定。認定した7件のいじめ行為について「悪質性は低い」と判断した。

いじめ被害者の親などで組織する「全国いじめ被害者の会」＝大分県＝の大澤秀明代表は、いじめ防止対策推進法で定義が曖昧になったと指摘。「国が1985年に示した“一方的、継続、深刻”の要件がいじめの本質を突いていた」と審議会の判断を評価する。

一方、弘前大教育学部学校教育講座の吉中淳准教授＝教育心理学＝は、現行法では被害者が精神的苦痛を感じているかが最も重要だと強調。その上で「定義に外れた継続的、一方的という観点は時代に逆行する。いじめの中には許されるいじめもあると言うようなものだ」と主張する。

□ 県が再調査

いじめと自殺の関連について真相解明を求める、女子生徒の両親の意向を踏まえ、県青少年健全育成審議会の「いじめ調査部会」（部会長・宮崎秀一弘前大教授）は先月28日から再調査に乗り出した。

初会合後に会見した宮崎部会長は、今後の調査について「委員から三つの観点や自殺との因果関係などについて意見が出るだろう」との見通しを示し、迅速かつ丁寧な調査する考えを強調した。

本格的な調査は、8日から始まる。大澤代表は「第三者機関は設置者の行政寄りの意見になりがち。公平に審議してほしい」と訴える。

## <その他府県>

### 【熊本県】

#### ● 高3女子自殺>第三者機関いじめ9件認定…学校調査は不足

<平成27年1月15日 毎日新聞>

熊本県立高校3年の女子生徒（当時17歳）が2013年4月、自宅で首をつって自殺した問題で、学校の調査結果を検証していた第三者機関「県いじめ調査委員会」は15日、他の生徒の言葉など9件のいじめを認定し、自殺の要因の一つになったとする調査結果を蒲島郁夫知事に答申した。

いじめの存在を認めながら自殺の要因とは確定できなかった学校の調査報告書を「調査が不足していた」と批判。県教委や学校は記者会見して対応の不十分さを認めた。

自殺した女子生徒の父親は、いじめが自殺の一因とした調査結果について「全文を見ていないが、それは当初から分かっていたことだ。これを受けて学校や県教委がどう考えるか、今後の対応を見ていきたい」と話した。

学校の調査委は13年9月、体育大会のダンスの練習でうまく踊れない女子生徒への言葉をいじめと認めながら「（自殺は）複合的要因が考えられ、ダンスの練習だけが要因であると確定できない」とする調査報告書をまとめた。遺族が納得せず、県教委が蒲島知事に検証を要請した。

県いじめ調査委の調査報告書（A4判、100ページ）によると▽ダンスの練習中に他の生徒から「なんで踊れんと」などと強い口調で言われた▽数十回繰り返し練習させられた▽「顔がキモイ、動きがキモイ」などと言われた一など計9件をいじめと認定した。調査報告書は「いじめによる自尊感情の低下、絶望的な気持ちが積み重なり、死の選択につながったものと思われる」としている。

答申後、記者会見した熊本大教授の古賀倫嗣委員長は学校の調査について「結論に至る過程で根拠に基づく議論がなされたのかが議事録では分からず、遺族への対応にも丁寧さを欠いた」などと問題点を指摘。調査が不十分になった理由として、委員会メンバーに臨床心理士がいなかったことや、遺族との信頼関係が築けなかったことを挙げた。

県教委の田崎龍一教育長と高校の校長らも県庁で記者会見した。田崎教育長は「対応が不十分だった点は遺族におわびする」と述べ、再発防止に向けたマニュアル整備と職員研修の充実に取り組む考えを示した。学校調査委員会の委員長を務めた校長は「分析や遺族への対応に丁寧さを欠き、深く反省している」と話した。

## 【新潟県】

### ● 高3女子自殺：「いじめ認められず」 県調査委が報告 /新潟

＜平成26年12月22日 毎日新聞＞

県立阿賀野高校3年の女子生徒（当時17歳）が2010年6月に自殺した問題を巡っていじめの有無などを調査していた県の調査委員会（会長、丸田秋男・新潟医療福祉大副学長）は21日、検証結果を報告書にまとめ、公表した。いじめについては「陰口はあったが、いじめとは認められなかった」と結論付ける一方、女子生徒に対して適切な対応をせず、自殺後の調査や遺族対応もずさんだったと同校や県教育委員会の対応に問題があったと指摘した。

自殺原因については「学校生活や将来に対する閉塞（へいそく）感、孤独感からくる適応障害によるものと考えられる」とまとめた。調査委は同日、報告書を県と女子生徒の両親に手渡した。

報告書を受け取った女子生徒の両親は同日、新潟市内で記者会見を開いた。母親（57）は、いじめが認められなかった点について「私たちの大切な命が軽く扱われているようで苦しい。納得していない」と涙ぐんだ。

今後については、弁護士と話し合っただけで提訴することも含めて対応を検討するという。

調査委は女子生徒の両親の申し立てを受けた県弁護士会の勧告を受けて、県が第三者委員会として設置。昨年5月から県教委や学校関係者、女子生徒の元同級生らへの聞き取り調査などを行ってきた。

## 【長崎県】

### ● <長崎・小6自殺> 条件付きで報告案を開示 遺族から誓約書

<平成26年12月24日 毎日新聞>

いじめを受けていた長崎市立小6年の女児が昨年7月に自殺を図りその後死亡した問題で、有識者で作る外部調査委は23日、「長崎市教委が公表するまで内容を第三者に一切公表しない」とする誓約書提出を条件に遺族に調査報告書案を開示した。遺族側は「報告書を見なければ内容に間違いがあっても指摘できず、やむを得ない」として応じたが、女児の母（41）は記者会見し「内容を公表できなければ報告書案に対する自分の考えを広く知ってもらうことができない」と不満を示した。

女児は自宅で自殺を図り、昨年8月9日に死亡した。市教委は自殺の直前にあった修学旅行の班決めで仲間外れになったことなどの2件をいじめと認定したが、自殺との因果関係は不明として調査委を設置。一方、遺族は「虫を食べさせられた」など他にもいじめがあった可能性を指摘し「自殺の原因はいじめ」と主張している。

調査委は昨年10月に調査を開始。遺族側からの要望を受け、報告書案を23日に開示した。遺族側によると、調査委と遺族側代理人の事前協議で「学校が特定される可能性がある」などの理由で遺族側が公表しないことを誓約することになった。

今後、遺族側が報告書案の事実関係に異論があれば指摘し、調査委が検討の上、市教委が最終的な報告書を公表する。

母は会見で「内容を公表し、報道してもらわないと私がどう思っているかを一般の人に知ってもらうことができないし、世間の後押しも得られない」と話した。代理人弁護士は「苦渋の選択だった」と話した。

一方、調査委は記者会見し、誓約書を取った理由について「守秘義務なので言えない」と明らかにしなかった。

#### ◇ 再発防止のため、可視化が必要

教育評論家の尾木直樹法政大教授（臨床教育学）の話

外部調査委が遺族の立場ではなく、行政の味方になっているとしか思えず、残念だ。遺族とマスコミ・市民を分断するやり方はよくない。再発防止のため、報告書作成の過程も可視化することが必要だ。

### ● 小6いじめ自殺の報告書公表延期 遺族と認識に差

<平成26年12月31日 読売新聞西部本社>

昨年夏、長崎市の小学6年女児がいじめを受け自殺を図り、その後亡くなった問題で、有識者でつくる市学校問題外部調査委員会（委員長・赤崎真弓長崎大教育学部教授）は30日、報告書の公表を延期すると発表した。

外部調査委は、いじめと自殺との因果関係を「不明」とした市教委の調査を検証するため、市教委自らが設置。昨年10月から15回の会合を開いて報告書をまとめ、このほど遺族側に提出。異議がなければ、30日に公表する予定だった。

しかし、同日、遺族の代理人弁護士が、「8項目について認識に食い違いがある。再考察を求める」との意見書が提出。このため、外部調査委は報告書の見直しと公表の延期を決めた。次回の会合や報告書の完成時期は未定。